

指定管理者の指定について

指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、次のとおり提出します。

平成30年9月3日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市志段味古墳群 歴史の里	名古屋市中区栄二丁目2番5号 しだみの里守グループ 代表者 竹 尾 聡

2 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。